

議案第 4 1 号	専決処分の承認を求めることについて（和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
担 当	保険年金課
【目的】 地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 1 1 9 号）の施行に伴い、適用される関係条項を緊急に改正する必要が生じたため、和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分を行ったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 3 項の規定により、その承認を求めるもの。 【内容】 ・ 賦課限度額の改正 基礎課税額の賦課限度額を「6 5 万円」から「6 6 万円」に改め、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を「2 4 万円」から「2 6 万円」に改める。 ・ 軽減判定所得の改正 5 割軽減基準額の加算に係る額を「2 9 万 5 千円」から「3 0 万 5 千円」に、2 割軽減基準額の加算に係る額を「5 4 万 5 千円」から「5 6 万円」に改める。 【施行期日】 令和 7 年 4 月 1 日	